西東京市公立保育園あり方検討専門部会まとめ

１　はじめに

国では、こども家庭庁を発足し、こどもまんなか社会の実現のためにこども施策を推進していくこととしている。令和５年４月に施行された「こども基本法」には、全てのこどもの権利保障や成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障することが掲げられている。

西東京市では、平成 30 年 10 月に「西東京市子ども条例」を施行し、西東京市全体で子どもの育ちを支え、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えることを掲げ、令和２年３月には「西東京市保育の質のガイドライン」を策定し、西東京市全体での保育の質の維持・向上に取組み、「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」を進めている。

子育てをめぐる課題は、共働き世帯の増加による保育ニーズの急激な変化、コロナ禍の影響による地域交流の減少、在宅子育て家庭の孤立、ひとり親家庭や外国人家庭、養育困難や貧困などの生活課題を抱える家庭の増加など、多様化している。西東京市では、待機児童対策として認可保育所や地域型保育事業所の新規開設等により保育定員の適正化を図り、待機児童は減少している。しかし、地域や時期によっては、保育を利用できる体制が整っているとは言い難い面もある。また、０歳一時保育の受入れ等の地域の子育て支援策の充実に力を入れてきたが、限られた財源のもと、また保育士不足が深刻になる中で、求められる保育の量と質を確保し、多様な子育て支援ニーズに対応するためには、今後多くの課題に直面することが予測される。

本部会では、そうした状況にあって、西東京市全体の保育サービスの向上・充実を図るため、公立保育園が今後どのように在るべきかについて検討を行った。

２　公設公営保育園が存在する意義

（１）公設公営保育園の特性

本部会では、公設公営保育園が存在する意義を考えるに当たり、公設公営保育園の特性を以下の４点に集約した。

ア　既に経験を積んだ人材を保有していること。また、人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。

イ　市の組織力を活かし、地域の緊急的支援ニーズや保育ニーズの変化にも柔軟に対応することが可能であること。

ウ　市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的な連携が可能であること。

エ　機能を恒常的に維持できること。

（２）公設公営保育園の役割

上記の公設公営保育園の特性を踏まえ、本部会では、公設公営保育園に期待される役割を、以下のように整理した。

ア　西東京市の直営保育園としての質を確保した保育を実施する役割

公設公営保育園は、西東京市の直営の保育園として、これまで築いてきた保育の理念、蓄積してきた知識・経験・ノウハウなどを生かし、「西東京市保育の質のガイドライン」を満たす保育を実施し、その蓄積を地域に還元するとともに、地域のニーズをとらえるアンテナとしても機能する。

イ　児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割

児童福祉法では、第１条において子どもを権利の主体と位置づけており、全ての子どもは適切に養育され、生活を保障され、その心身の健やかな成長・発達を保障される権利を有している。また、市は保護者や国とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負っている（児童福祉法２条３項）。

市内では、さまざまな子育て支援施策が展開されているが、保育園は児童福祉施設として、また子どもの生活の場として、独自の役割を担うことができる。すなわち、日々子どもの保育を実施しながら、保護者とコミュニケーションをとることができ、子どもの発達や生活の状態、保護者の養育や生活の状態を把握しながら、必要とされる支援を自ら行ったり、他の支援につないだりできるなど、子どものセーフティネットとしての重要な機能を有している。この機能は、在園児にとどまらず、広く地域にも提供していくことが求められている。

公設公営保育園は、その人材力と組織力を生かした多様で懐の深い支援を展開することで、地域のセーフティネットの一翼を担う機関として役割を果たすことができる存在であり、民営保育施設や他の子育て支援機関とも連携してセーフティネットを強化していくことが求められている。

また、令和６年４月１日から設置された「西東京市こども家庭センター」は、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き継ぎ、母子保健と児童福祉の支援を一体的に提供する組織である。公設公営保育園は、専門職として保育士、看護師、栄養士のいる身近な相談機関として「西東京市こども家庭センター」と連携し、妊婦や全ての子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する一端を担う。

ウ　保育の質を高める機関としての役割

市は、西東京市全体の保育の質が低下したり偏ったりすることがないよう指導し、保育の質の担保を図っていく責任がある。保育の質の担保を図るためには、公設公営保育園を一定数維持し、各園が地域の保育施設の調整役となってネットワークを構築することで、保育施設同士の連携・協働を促進することが求められる。また、これまで培ってきた知識・経験・ノウハウを生かして必要な支援を行い、民営幼児教育・保育施設[1]と共に西東京市全体の保育の質の向上に取り組んでいくことが重要である。なお、保育のセーフティネットや地域の子育て家庭の支援等の役割についても、公の機関である公設公営保育園が積極的に担っていく必要がある。

[1] 保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園等（参考資料６）

（3）公設公営保育園の役割の具体的なイメージ

ア　在園する子どもと家庭の支援

（ア）　比較的重度の障害・アレルギー・医療的ケア等により、特別な対応が必要な子どもの適切な受入れを行い、療育機関・医療機関等と連携する。また、そこで培った援助技術を民営保育施設とも共有し、公設公営保育園で預かるだけでなく、地域で支える体制を目指していく。

（イ）　10 代の親、ＤＶも含む複雑な家族関係、貧困など、養育困難のリスクを抱える家庭について、早期に発見し、子どもの発達や保護者の状態などを把握し、日常生活を支えながら、家庭生活に一定程度介入する直接的な支援を行い、子ども家庭支援センターとも連携する。また、そこで培った援助技術を民営保育施設とも共有する。

（ウ）　特別な施設としてではなく、一般の保育園として存在しながら、これらの支援機能を内包することが重要である。それにより、地域の施設として子どもや家庭を幅広く包摂することが可能となり、また、児童発達支援施策としては、個別の支援ニーズを保障した上で、地域の子どもたちと育ち合う環境を提供することができる。

（エ）　地域の保育需要に合わせて、公設公営保育園の定員弾力化を解消し、保育需要のバランスを整え、余力の人材で年度途中の需要や児童福祉の課題に対応する。

イ　地域の子ども・家庭支援

（ア）　地域子育て支援センターを併設し、次のものを実施する。

【既に実施している支援】

・子育てひろば事業＝地域子育て支援拠点事業(親子交流事業、子育て相談事業、子育て啓発事業、情報提供事業)
・利用者支援事業（地域の子育て資源の紹介）
・一時預かり事業（一時保育、０歳一時保育）
・園庭や設備の開放

【今後追加で求められる支援】

・妊娠・出産を契機としたつながりや、乳幼児健診等の機会も活用し、地域の様々な子育て支援につなげ、切れ目のない支援を図ること。
・公設公営保育園は、地域子育て支援センターとして自ら支援の場を持ちつつ、支援につなぐ役割を持つことができる。すでに取り組みは始まっているものもあるが（コラム参照)、例えば、次のような活動が広く展開されることが望まれる。

［アウトリーチ］母子保健事業等に出向いたり、支援につながらない家庭へ訪問し、顔の見える関係を築きながら、地域子育て支援センターの利用等につなげる。

[人と人をつなぐ]「ファミリー学級で会った」「地域子育て支援センターで会える」など、出会いを大切にし、安心感をもって頼ってもらう関係を築く活動を行う。

［かかりつけ保育園］（後述「４　公設公営保育園の方向性について」）

・西東京市こども家庭センターと連携し、家庭外での子ども同士、保護者以外の大人や社会資源と関われるよう取り組む。

（イ）　これらの支援の実施により、地域の支援ニーズを把握し、相談や一時保育などの直接支援を行いながら、他の支援者・機関、西東京市こども家庭センターと連携するなどの活動を行う。

（ウ）　これらの活動で把握した支援ニーズを市の子ども施策に反映する道筋をつくる。

（エ）　これらの活動により培った援助技術を民営幼児教育・保育施設とも共有する。

（オ）　災害時の地域の子ども及び保護者の受入れ（災害に備えた備蓄や、福祉避難所としての役割など）を行う。

ウ　地域の保育の質の向上、民営幼児教育・保育施設の支援・連携

（ア）　基幹型保育園[2]を中学校通学区域に１か所配置し、地域の幼児教育・保育施設間のネットワーク構築・強化及びその支援を行う。

（イ）　民営幼児教育・保育施設との連携・交流促進（定期的な巡回訪問、情報交換、交流研修など）を行う。

（ウ）　民営幼児教育・保育施設向けの研修の企画・実施を行う。

（エ）　課題を抱える施設への指導・支援（民営幼児教育・保育施設からの相談、利用者からの苦情、巡回訪問で課題が発見された場合には、公設公営保育園の保育士が指導・支援する）を行う。

（オ）　地域型保育事業所との連携（３歳児以降の受け皿、集団保育の体験機会の提供、代替保育、合同保育等）を行う。

（カ）　民営保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖する場合や大量退職などで配置基準を満たせなくなった場合の入所児童の受入れを行う。

３　公立保育園の民設民営化

公設民営保育園の民設民営化については、「平成 29 年度西東京市公立保育園の在り方について（答申）」を踏まえた「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」に基づき子どもの最善の利益を引き続き考慮しながら進められたい。

また、西東京市公共施設等総合管理計画（令和６年３月策定）において、公設公営保育園については、基幹型保育園に位置づけ、中学校通学区域に１か所の配置を検討することとされ、基幹型保育園は現在の５園から増える計画となっている。

西東京市第５次行財政改革大綱（令和６年３月策定）では、現在の計画を、公設公営保育園の民設民営化を含めた「（仮称）西東京市公立保育園の民設民営化計画」へと改定することとされている。

公設公営保育園の民設民営化については、２（２）及び（３）で掲げた役割を果たし、区域の保育需要を満たすように、慎重に検討されたい。

[2] 地域子育て支援センター併設の保育園

コラム：地域子育て支援センター

人から人へ

お子さんの発達について、ご相談を受けることがあります。

一時保育や地域子育て支援センターを利用する中で、保育士が発達の課題等に気付くこともあります。日常的な対応の仕方などをアドバイスしつつ、「よかったら児童発達支援センターひいらぎ（健康課）の〇〇さんに連絡してみて」等と相談先を紹介し、早い段階での療育につながることもあります。

また、療育に通っているお子さんが気兼ねなく安全に遊べる場として紹介され、「地域子育て支援センター」を利用されることもあります。

顔の見える関係

健康課が行っている「ファミリー学級」に支援コーディネーターが出向き、「地域子育て支援センター」の紹介をしています。「私が地域の担当です。プレママ・プレパパのつどいや赤ちゃんのつどいをやっています。子育ての相談もできるので、ぜひ遊びに来てください。」とお声かけし、これをきっかけに初めて利用される方も多くいらっしゃいます。

４　今後の公設公営保育園の方向性について

ここまで検討してきた公設公営保育園の役割を実現するために、今後の取組の考え方や方向性について以下のとおり整理を行った。

(1) 体制・環境

配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保し、民営幼児教育・保育施設での受入れを支援する。

- 公設公営保育園は、行政機関の一部として、専門機関や関係機関、その他の部署との連携が民営保育施設等と比較して取りやすいことから、積極的に受け入れ体制を確保すること。
- 受入れにあたっては、保育園での集団生活による学びが得られるよう、インクルーシブ教育の趣旨を汲んだ保育を行い、民営幼児教育・保育施設においても受入れが行われるよう支援を図ること。

身近さを生かした相談や足を運びやすい体制づくり、子どもが安心して過ごすことができる環境を整備する。

- 基幹型保育園を中学校区に１か所の配置に増やす。整備にあたっては、中学校との複合化を基本としつつ、施設更新による複合化等に至るまでは、暫定的な場所を検討し、各区域における相談体制を確保すること。
- 施設整備にあたっては、地域における子育て支援の拠点として、児童数の推移や地域の保育ニーズ、財政面などを考慮しつつ、老朽化した施設は、計画的に改修を行うこと。また、地域子育て支援センターは、相談室やベビーカー置場の設置、オンライン相談などの環境の整備を行うこと。
- 子どもたちが生活や遊びを通して自分の思いを伝えることができ、安心して家庭外での子ども同士、保護者以外の大人や社会資源と関われる環境を整えること。

保育の質の確保・向上のため、中学校区の基幹型ブロックごとの連携を強化する。

- 中学校区の基幹型ブロック会議を活用し、情報共有や研修を実施するなど、保育の課題に共同で取り組むこと。
- 合同園長会を活用し、ブロック内の課題・情報を他ブロックと共有することで、多様な視点から安定的な保育を実施するための課題解決に取り組むこと。

(2) 情報発信・情報提供

施設の知名度を高め、積極的な情報発信・情報提供を行う。

- 地域子育て支援センターの認知度向上を図るため、愛称を検討すること。
- SNS 等（LINE など）を利用した情報発信を検討すること。
- 子育て当事者への制度やサービスのわかりやすい周知を図ること。

(3) 子育て世帯とつながる工夫

地域子育て支援センターが積極的に子育て世帯に繋がる工夫をする。疾病などで外出が困難な家庭、対面での相談に抵抗感があるなどの理由で支援につながらない家庭については、早期かつ継続的な関係性を構築する。

・訪問（アウトリーチ）の必要性について検討すること。
・窓口で相談を待つのではなくプッシュ型で情報を配信し、いつでも相談のできる「オンライン相談」のサービスを検討すること。
・孤立しやすい他の市町村からの転入家庭や外国人家庭についても、地域子育て支援センターにつなぐための方法を検討すること。

(4) 継続的なつながりの構築・維持

地域子育て支援センターが身近な存在として子育て世帯との関係性を維持する。

・妊娠期から身近な地域子育て支援センター（基幹型保育園）をかかりつけ保育園として登録し、妊娠中から出産後についても継続的に保育士等による相談支援につながる制度（仮称）マイ保育園の導入を検討すること。
・子育て世帯の継続的な利用を促し、困った際に頼ってもらえる信頼関係を築く。

(5) 行政や関係機関との連携

複合的な課題を抱える家庭に対する部局横断的な支援体制と情報共有等によって、支援を必要とする子どもや家庭を把握する。

・個人の記録を追跡可能な形で管理（システム連携）すること。
・子ども家庭支援センター、健康課、こども家庭センター、保育園、学童クラブ、児童館が連絡調整するための相談記録（共通フォーマット）を作成すること。

(6) 人材の確保・育成

高い水準の保育が提供されるよう、公設公営保育園で培った保育を、次世代の保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研修や保育の実践を通じた人材育成を行い、保育の質の確保に努めていく。

・多様な支援ニーズへの対応を公設公営保育園の民設民営化によって生まれた経験豊かな人材で補強すること。
・新規の職員を継続して採用し、年齢構成や職層のバランスがとれた組織を維持するよう努めること。
・公設公営保育園は、児童発達支援センターとの人事交流や外部組織への派遣研修を通じて、子どもの発達や医療的ケアに関する経験や実績の蓄積を行うこと。また、蓄積された経験を民営保育施設と共有し、公設公営保育園と民営保育施設の連携を図りながら、地域全体の保育の質の向上に向けて取り組むこと。

≪資料≫

参考資料１　西東京市の計画について
参考資料２　待機児童の状況
参考資料３　保育人材の状況
参考資料４　西東京市こども家庭センターの設置
参考資料５　中学校エリアにおける公設公営保育園配置
参考資料６　中学校通学区域別施設
参考資料７　地域子育て支援センター町別登録者数
専門部会員名簿

参考資料１　西東京市の計画について

１　西東京市第３次基本構想・基本計画

西東京市第３次基本構想は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の 10 年（令和６年度から令和 15 年度まで）の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。基本目標として子どもが健やかに育つまちとして、安心してこどもを産み育てるために、基本施策として幼児教育・保育充実を図ることとされ、基本計画においては、多様な保育ニーズへの対応、保育環境の充実を図ることとされております。

２　西東京市公共施設等総合管理計画

西東京市公共施設等総合管理計画（令和６年３月）は、市の最上位計画である「西東京市第３次総合計画」で掲げる目指すべき将来像を実現するための実行計画として位置づけられ、「西東京市第５次行財政改革大綱（令和６年３月）」
で掲げる目指すべき将来像への道筋の実現のために、公共施設の量と質の最適化やライフサイクルコストの適正化を図る基本計画として位置づけされています。

西東京市公共施設等総合管理計画において、公立保育園については、基幹型保育園（地域子育て支援センター併設の保育園）に位置づけ、中学校通学区域に１箇所の配置を検討するとともに、障害児保育や医療的ケア児等の支援の必要な児童の受入の充実を図ることとされています。また、地域の子育て支援の拠点として在宅で子育てをする家庭への支援・相談機能の充実を図るため、施設更新に当たっては、中学校との複合化を基本に検討することとなっております。

３　西東京市第５次行財政改革大綱

西東京市第５次行財政改革大綱（令和６年３月）においては、保育需要に基づく定員の適正化を図るとともに、エリア（圏域）の考え方を踏まえて「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」の見直しを進め、公設公営保育園の民設民営化を含めた「（仮称）西東京市公立保育園の民設民営化計画」へと改定し、計画的に民間移譲を実施することとされています。

保育の質を保ちながら、さらなる待機児童対策を進めていくためには、国・都からの負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進めることが有効であり、施設の維持・更新に国・都からの補助金等を導入することができ、各々の保育理念に基づいた整備を行いやすくなるなどのメリットも考えられます。

参考資料２　待機児童の状況

これまで西東京市では、待機児童対策として、認可保育所や小規模保育事業所をはじめとした保育施設の新規開設を進めてきたことにより、令和６年４月１日現在の待機児童数は５人となっております。

また、未就学児の人口は、令和２年度以降減少傾向となっておりますが、一方で、保育ニーズの割合は、増加傾向となっております。

	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
未就学児童数	9,599	9,719	9,813	9,673	9,356	9,011	8,625
保育ニーズ率	43.5%	45.9%	47.4%	48.8%	50.0%	52.6%	55.7%
待機児童数	129	108	97	36	7	3	5

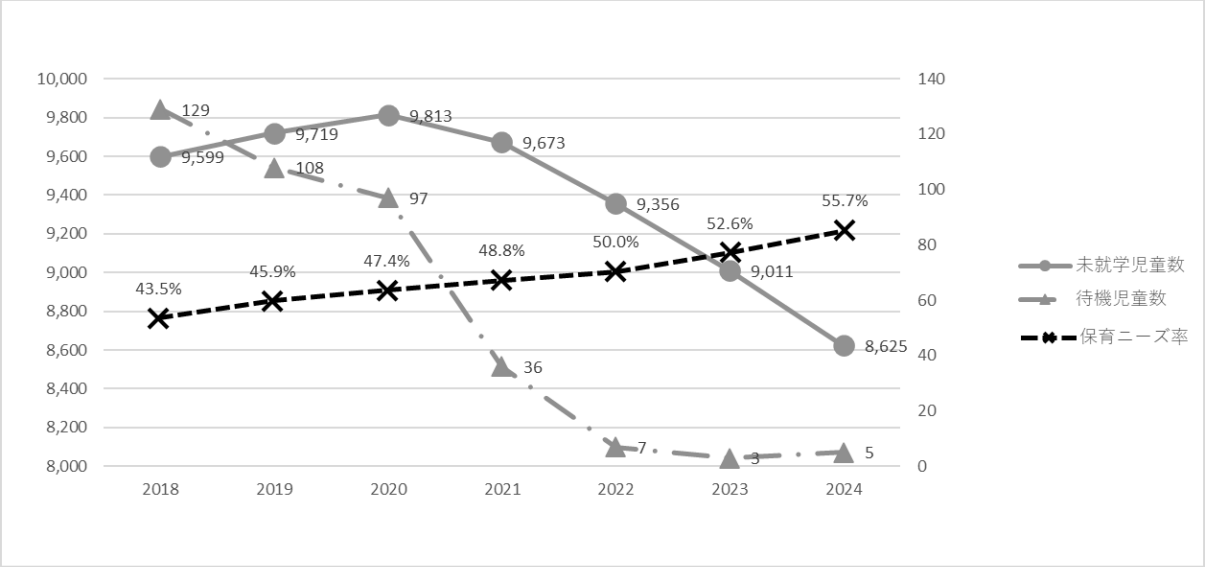

参考資料３　保育人材の状況

西東京市で現在稼働する認可保育施設の人材の状況は、施設の種別による偏りが見られる。なかでも、社会福祉法人等の民営保育園、及び公設公営保育園は、経験年数の長い保育士を有しており、保育の質を高めていく役割を果たしていると言える。

令和５年度　処遇改善Ⅰにおける、施設長及び保育士の社会福祉施設通算経験年数

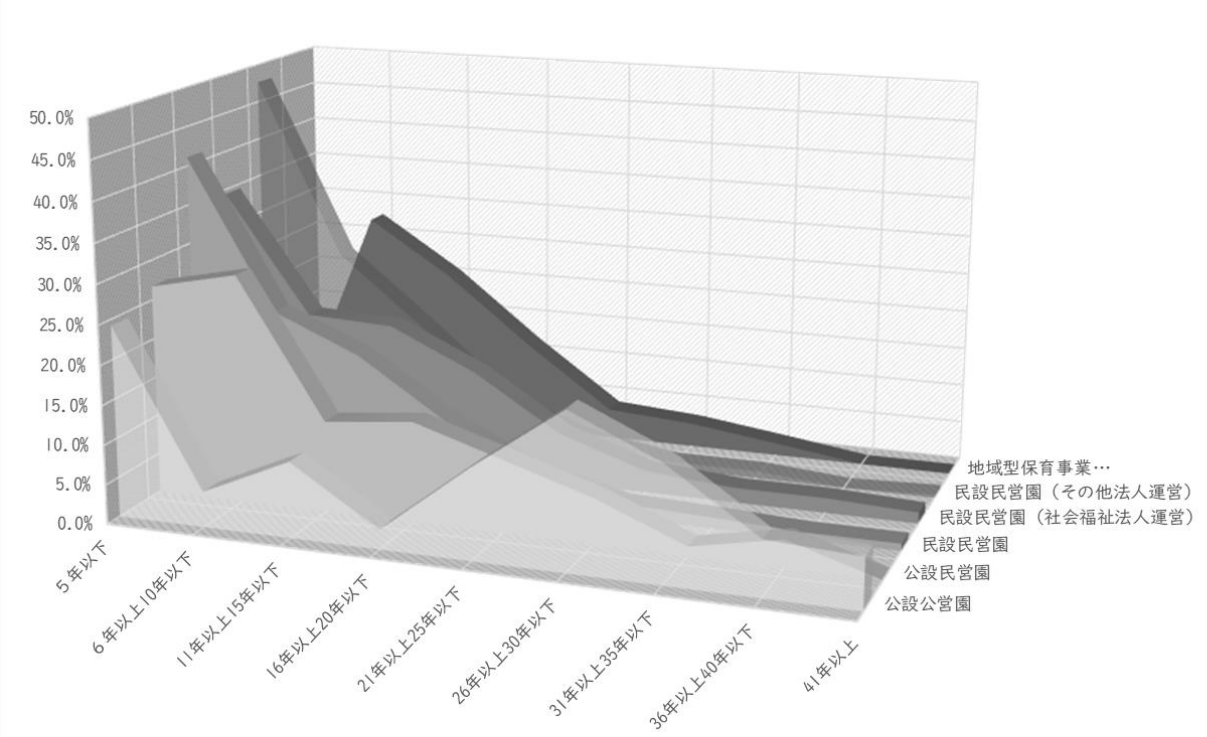

	５年以下	６年以上10年以下	11年以上15年以下	16年以上20年以下	21年以上25年以下	26年以上30年以下	31年以上35年以下	36年以上40年以下	41年以上	平均経験年数
公設公営園	24.2%	4.5%	9.6%	2.5%	11.5%	19.7%	14.6%	7.0%	6.4%	21年1月
公設民営園	26.7%	29.1%	11.6%	12.8%	9.3%	5.8%	1.2%	3.5%	0.0%	12年4月
民設民営園	41.1%	22.0%	17.3%	10.0%	4.5%	1.8%	1.4%	0.9%	0.9%	9年6月
うち社会福祉法人運営	34.4%	19.1%	18.6%	13.5%	6.5%	2.8%	1.9%	1.9%	1.4%	11年3月
うちその他法人運営	47.6%	24.9%	16.0%	6.7%	2.7%	0.9%	0.9%	0.0%	0.4%	7年10月
地域型保育事業（小規模保育事業）（家庭的保育事業）	31.5%	27.6%	20.5%	11.8%	3.9%	3.1%	1.6%	0.0%	0.0%	10年3月

※公設公営園については、再任用職員を含む正規職員の西東京市役所在職年数

参考資料４　西東京市こども家庭センターの設置

西東京市こども家庭センターの設置

≪基本理念≫
子どもの健やかな育ちと、安心を感じられる子育てライフ
～サポートとセーフティ～

目的

① 切れ目なく子育てに寄り添い、地域につなぎ、子どもが自分らしく生きる大人として成長することを支える。
② 妊産婦、子育て家庭(保護者)、子どもについて、支援の必要な家庭を支援し、地域での安心を感じられる子育てを支え、児童虐待等の未然防止につなげる。
③ 保健・医療・福祉による包括的な支援体制を構築する。

市の現状

西東京市における児童虐待の通告件数は、令和４年度 501 件、５年間で約 1.4 倍増。

（件）

年　度	H30	R1	R2	R3	R4
児童虐待	363	284	474	501	501

件数増加の要因として、要保護児童対策地域協議会を活用した各関係機関との連携体制の一層の強化、市民への啓発活動等により、市民や関係機関の意識が高まり、疑わしい場合でも積極的に通告するようになったことも挙げられる。

健康課（母子保健担当）と子ども家庭支援センターとの連携状況

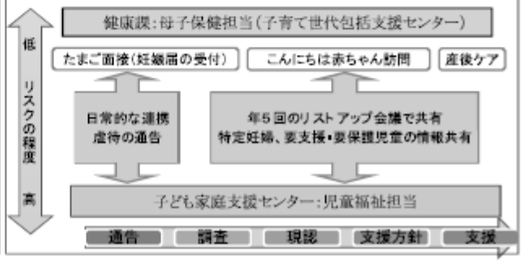

国の課題

- 令和３年度の児童相談所の相談対応件数過去最多の 207,660 件
- ハイリスクな事例は、３歳以下、特に０歳児が多く、妊娠期や周産期における問題がある。子育て支援事業の利用率が低く、児童福祉担当の子ども家庭総合支援拠点につながっていないことが多い。
- 母子保健担当部署における虐待への認識をさらに高め、母子保健と児童福祉の双方が予防視点に立って早期情報の共有や連携ができる支援体制の構築が必要。

市の課題

健康課（母子保健担当）及び子ども家庭支援センター（児童福祉担当）それぞれが、相談や事業を通じて気になる事例があれば支援の必要性について判断し、連携をしている。虐待通告を受ける学齢期の事例で、妊娠期、乳幼児期に予防的介入が必要であった場合もある。専門性（医療・保健、福祉等）による判断基準の違いや、組織が異なることによるタイムラグが生じている。

妊娠届の受付段階から支援の必要性を合同で判断し、すぐに支援を開始する必要がある。
母子保健、児童福祉の両方合わせた視点で、妊産婦、家庭、子どもにおけるリスク判断をする必要がある。

健康課と子ども家庭支援センターのさらなる連携が必要であり、一体化させる。

西東京市こども家庭センター

※健康課に設置している「子育て世代包括支援センター」と子ども家庭支援センターに設置している「子ども家庭総合支援拠点」は、『こども家庭センター』に一本化する。

≪運営の視点≫
① 子どもを個人として尊重する(子どもの意見、心身の状態の尊重)
② 子どもの最善の利益を考える(専門的観点からの判断)
③ 保護者を孤立させない(行政・地域で子育てをサポート)

≪イメージ図≫

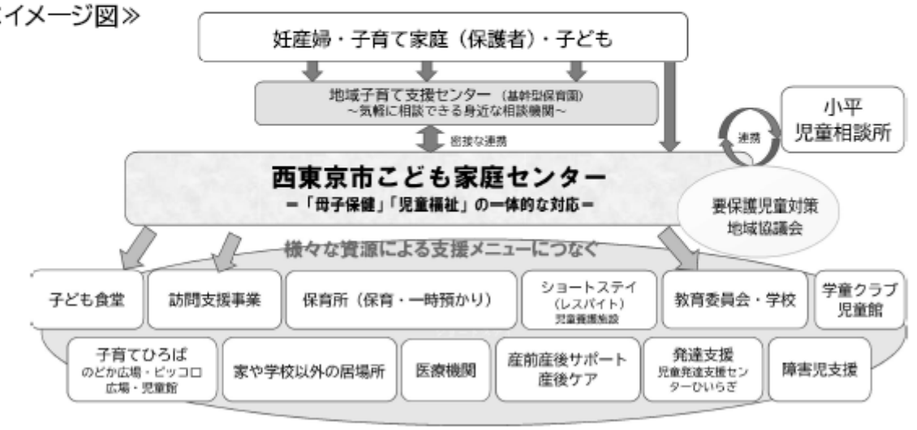

連携から一体へ	・母子保健・児童福祉の包括的な支援 ・こども家庭センター長による指揮命令の一本化
統括支援員の配置	・合同ケース会議の開催、サポートプラン作成の判断と進行管理
情報の一元管理	・システムによる記録等の共有化による判断・時間の効率化・分析の精度向上

≪事業効果≫

・健康課(母子保健担当)と子ども家庭支援センターの職員双方が「こども家庭センター」職員として位置づけられることで、円滑な情報共有や合同ケース会議等を逐次開催することができる。

・妊娠期から、支援の必要性を、保健師、助産師、心理士、栄養士、歯科衛生士等及び医師等による母子保健(保健・医療)の観点に加え、児童福祉の観点からも判断し、出産直後の虐待予防につなげることができる。

・18 歳までのあらゆる段階における困難に対しても、成育歴や家族歴等を把握することでアセスメント機能が向上し、子どもの最善の利益につながる適切な支援を行うことができる。

⇒児童虐待の予防的支援の強化
⇒支援を要する子ども・子育て家庭、妊産婦への適宜適切な支援の拡充

参考資料５　中学校エリアにおける公設公営保育園配置

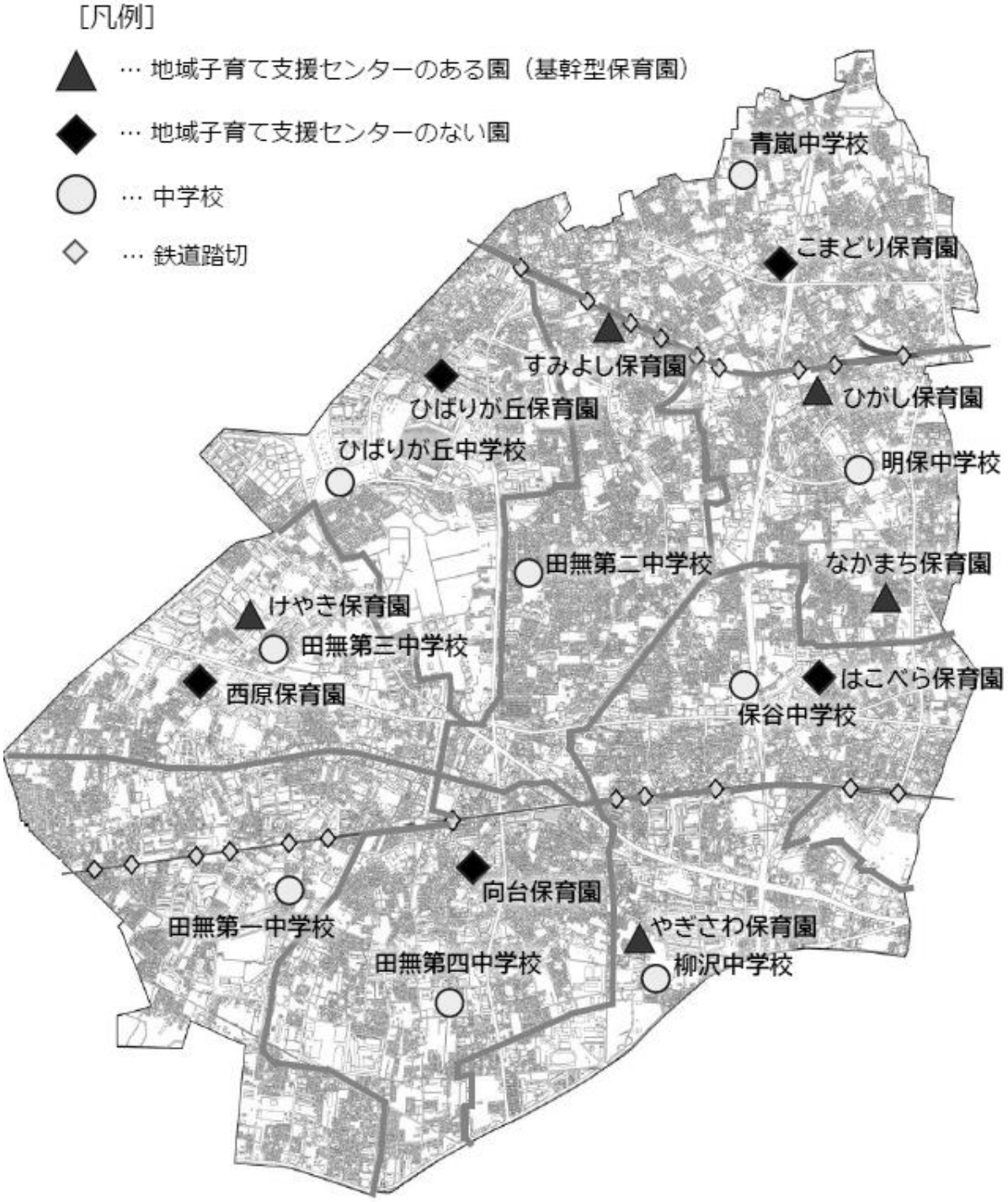

参考資料６　中学校通学区域別施設

令和6年4月1日現在

エリア		①田無第一中エリア		②保谷中エリア		③田無第二中エリア		④ひばりが丘中エリア		⑤田無第三中エリア		⑥青嵐中エリア		⑦柳沢中エリア		⑧田無第四中エリア		⑨明保中エリア		計
園数		17		10		8		15		8		11		7		14		9		99
保育所	公設公営園		0	はこべら保育園	1	すみよし保育園	1	ひばりが丘保育園	1	けやき保育園 西原保育園	2	こまどり保育園	1	やぎさわ保育園	1	向台保育園	1	なかまち保育園 ひがし保育園	2	10
	公設民営園	芝久保保育園	1		0		0	そよかぜ保育園	1	田無保育園	1		0		0		0		0	3
	民設民営園	きたしば保育園 アスクたなし保育園 Nicot田無 アスクたなし南町保育園 武蔵野どろんこ保育園 ポピンズナーサリースクール西東京	6	グローバルキッズ柳沢園 子パンダ保育園 東伏見えにしだ保育園 ほうやちょう保育園	4	田無北原保育園 和泉保育園 アスクひばりヶ丘保育園	3	谷戸のびのび保育園・分園 ポポラー東京ひばりが丘園 ぽけっとランド西東京保育園 西東京みどり保育園	4	田無ひまわり保育園	1	みらいく保谷園 しもほうや保育園 西東京ユーカリ保育園	3	柳橋保育園	1	サムエル保育園・分園 レイモンド田無保育園 田無すくすく保育園 西東京新町雲母保育園	4	アスク保谷保育園 グローバルキッズ東伏見園	2	28
地域型保育事業	小規模保育事業	小規模保育ひまわりのおうち HOPPA田無しょこら保育園 HOPPA田無まかろん保育園	3	すまいる保育室 わかば保育園	2	PocaPoca保育室	1	ひばりヶ丘みさと保育園 ナーサリーこひつじ園 みらいひばりがおか保育園	3	たけのこ保育園	1	保育室わんわん 保育室わんわん2nd CO-春保育園 Manamana下保谷保育室	4	Manamana新町保育室 たんぽぽ保育園　柳沢駅前園	2	Manamana保育室 南町pocapoca保育室 アルタベビー田無園	3	もりのなかま保育園　保谷園 ドリームキッズ中町保育園 生活クラブ保育園ぽむ	3	22
	家庭的保育事業	たけのこ保育室	1		0		0		0		0		0		0		0		0	1
認可外保育施設	認証保育所		0	ドリームキッズ東伏見保育園	1		0	HOPPAひばりが丘南口保育園 ぽけっとランドひばりヶ丘	2	西東京雲母保育園 HOPPA田無保育園	2		0	京進のほいくえんHOPPA柳沢保育園	1	共同保育所にんじん 都市型保育園ポポラー東京田無園 HOPPAこども愛々保育園　向台	3	Ｃｏ　ｃｏ－ｒｏ保育園	1	10
	定期的利用		0		0		0	四つ葉保育園	1		0		0		0	小峰保育室	1		0	2
	企業主導型	idumi　nursery　school	1		0		0		0		0		0	武蔵野大学附属慈光保育園	1		0		0	2
	その他	竹の子保育室（西東京中央総合病院） 愛育の園（佐々総合病院）	2		0	ヤクルト西東京保育園	1	あんよ（田無病院）	1		0		0		0	キッズルームたいよう（武蔵野徳洲会病院）	1		0	5
幼稚園等	幼稚園	田無いづみ幼稚園 田無富士見幼稚園 田無向ヶ丘幼稚園	3	東京女子学院幼稚園 サフラン幼稚園	2	宝樹院幼稚園 谷戸幼稚園	2	ひばりが丘幼稚園	1	明成幼稚園	1	つくし幼稚園 ひなぎく幼稚園	2	武蔵野大学附属幼稚園	1	こみね幼稚園	1	みどりが丘保谷幼稚園	1	14
	幼稚園類似施設		0		0		0	たんぽぽ幼児教室	1		0		0		0		0		0	1
	無認可幼児施設		0		0		0		0		0	幼児園どんぐりころころ	1		0		0		0	1

1　現状分析

本市の公立保育園の多くは、昭和 50 年代にかけて建設された建物であり、今後の老朽化対策が大きな課題となっている。引き続き安全な保育環境を整備し、老朽化に伴う維持管理コストを抑制していくためには、適切に老朽化対策を行っていく必要がある。また、本市が、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、「中学校区」をエリア（圏域）に位置づけ、中学校区を基本とした地域づくりを進めていくことから、公立保育園の今後の配置については、この地域づくりにおける考え方や今後公立保育園が担っていく役割も踏まえつつ整備を進めていく必要がある。なお、令和６年４月現在、本市には公設公営保育園 10 園、公設民営保育園３園の併せて 13 の公立保育園があり、公設民営保育園については、「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」に基づき、令和 15 年度までに民設民営化することとしている。公設公営保育園の配置の現状については、田無第一中学校エリアが公設公営保育園の配置されていない空白エリアとなっている一方、明保中学校エリアについては「なかまち保育園」と「ひがし保育園」が、田無第三中学校エリアについては、「けやき保育園」と「西原保育園」があり、それぞれ公設公営保育園が重複しているエリアとなっている。また、青嵐中学校エリアをはじめ５つのエリアでは、公設公営保育園があるものの、地域子育て支援センターが併設されていない状況となっている。

2　今後の方向性

本市は、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、「中学校区」をエリア（圏域）に位置づけ、中学校区を基本とした地域づくりを進めていくこととしており、地域づくりにあたっては、身近な相談窓口の設置による「相談機能の強化」、身近な地域における交流のための「居場所の確保」といった行政サービス機能について、中学校区で展開していくこととしている。

公設民営保育園については、引き続き「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」に沿って民設民営化を進め、公設公営保育園については、本市の上位計画に基づき、基幹型保育園（地域子育て支援センター併設の保育園）に位置づけ、中学校通学区域に１か所程度の配置を検討していく。また、施設更新に当たっては、『保育園の学校複合化の考え方』に基づき、園舎の築年数、所在エリア、学校施設の更新時期や施設規模等を踏まえ、地域づくりの核となる中学校への複合化を基本に検討していく。複合化する学校施設の形状等の特性や保育園の施設更新状況により、センター機能を保育園に併設することが困難な場合には、代替的な機能の確保や、隣接校区での確保についても検討していく。

保育園の学校複合化の考え方

目 標

公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画に基づき、中学校通学区域に1か所程度、地域子育て支援センターを併設した公設公営保育園（基幹型保育園）を配置していく。

・第3次総合計画

「学校が地域のキーステーション」・学校（中学校区）を核としたまちづくり

身近な相談窓口の設置による「相談機能の強化」・身近な地域における交流のための「居場所の確保」

・公共施設等総合管理計画

仮設建物費用の縮減のための「既存敷地の有効活用」

効率的かつ効果的な管理運営やライフサイクルコストの縮減を図るための「公共施設の集約化、複合化、多機能化の推進」

客観的指標（数値に基づく検討）

エ リ ア　**重複エリア・空白エリアの解消**

地域の保育需要等を踏まえ、重複エリア・空白エリアをどのように解消していくか（民設民営化・複合化等）

センター　**基幹型保育園としての施設要件**

基幹型保育園を整備していくにあたり、必要な要件（面積等）を満たすことができるか

築 年 数　**法定耐用年数を迎える保育園の更新**

法定耐用年数を迎える保育園については順次更新を行っていく

主観的指標（個別具体的な要素に基づく総合的検討）

学校施設の更新時期

中学校・保育園の更新時期や施設規模を勘案し、中学校への複合化を目指す。中学校への複合化が困難な場合には、以下の観点から小学校への複合化もしくは仮園舎を要しない建替えを優先的に検討する。

施設更新時の子ども・保護者の負担

⇒施設の更新（学校への複合化、仮園舎を要しない建替え、仮園舎を要する建替え、改修、移転等）にあたっては、子どもや保護者にとって最も負担の少ない方法を選択していく。

適正配置

⇒園の近接状況等を踏まえ、適正に配置をしていく。

中長期的なトータルコストの縮減

⇒施設の建替えの際の費用、大規模改修費用、原状回復費用（都営住宅併設園の場合）、維持管理費用、土地賃借料（UR が土地を所有している場合）等、中長期的な視点から最も効率的かつ効果的な方法を検討していく。

複合化に際しての基幹型保育園の必要条件　【複合化する学校施設の状況に応じ、関係各課と調整】

・延床面積：1,000 ㎡以上を基本とする。（※センター機能を学校建物内の共有部分に設置する場合でも 800 ㎡は必要）
　・センター機能を保育園に併設することが困難な場合には、代替的な機能の確保や、隣接校区での確保も併せて検討
・園　　庭：〈国・都基準〉2歳児以上の児童 1 人当たり 3.3 ㎡（※必要面積に満たない場合、近隣の公園を代替遊戯場として届出可）
・階　　層：1,2階が望ましい。（※2か所・2方向避難経路を確保し、自力避難困難な乳児を安全に避難させる必要あり）

参考資料７　地域子育て支援センター町別登録者数

（令和５年度）

	田無町	南町	西原町	緑町	谷戸町	北原町	向台町	芝久保町	新町	柳沢	東伏見	保谷町	富士町	中町	東町	泉町	住吉町	ひばりが丘	ひばりが丘北	栄町	北町	下保谷	市外	不明	計
すみよし	4	0	0	2	55	1	1	0	0	1	0	7	0	1	5	21	49	20	33	42	18	4	10	2	276
けやき	45	19	54	8	9	3	15	121	3	1	0	7	4	1	1	3	2	23	0	2	0	0	8	0	329
ひがし	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	9	5	18	91	36	12	1	0	24	28	71	8	0	308
なかまち	3	1	1	3	0	1	0	3	0	4	8	32	100	85	48	13	1	1	1	5	3	18	8	4	343
やぎさわ	14	43	2	2	1	1	47	6	29	51	19	43	23	8	2	2	0	0	0	2	1	0	5	2	303
合計	67	65	57	15	66	6	63	131	32	57	27	98	132	113	147	75	64	45	34	75	50	93	39	8	1559

：センター内の登録者数１～３位の町

：センター内の登録者数４～６位の町

地域子育て支援センター町別登録者数
（令和５年度）

凡例
ー　：町界
◉　：地域子育て支援センター所在地
数字：町別の利用登録者数
■：センター内の登録者数１～３位の町
■：センター内の登録者数４～６位の町
＿　：町内の登録者数が最多のセンター

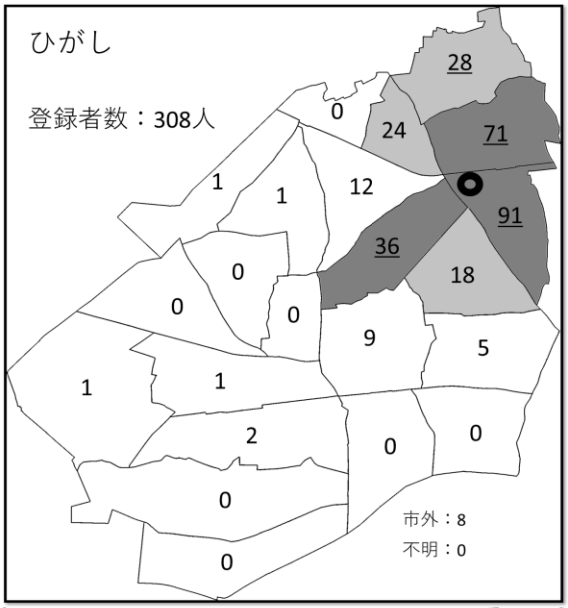

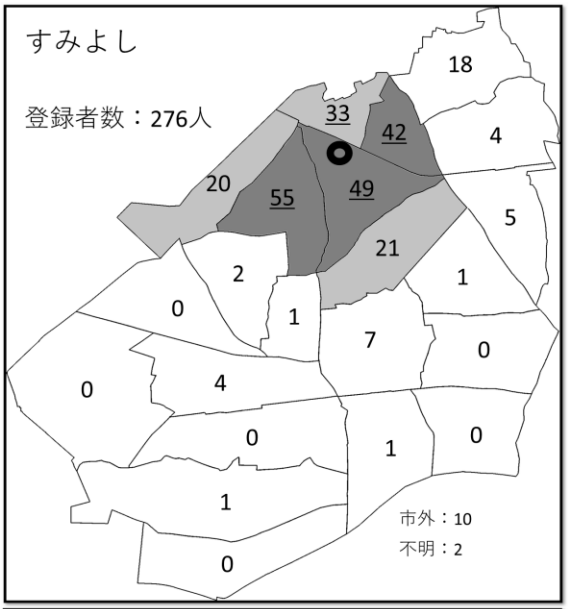

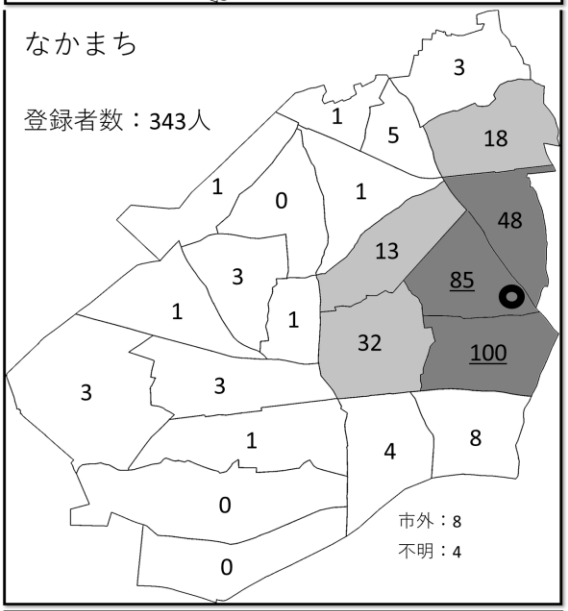

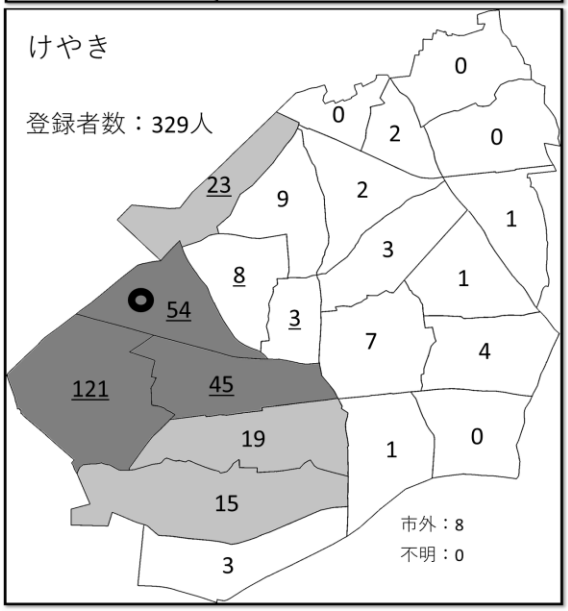

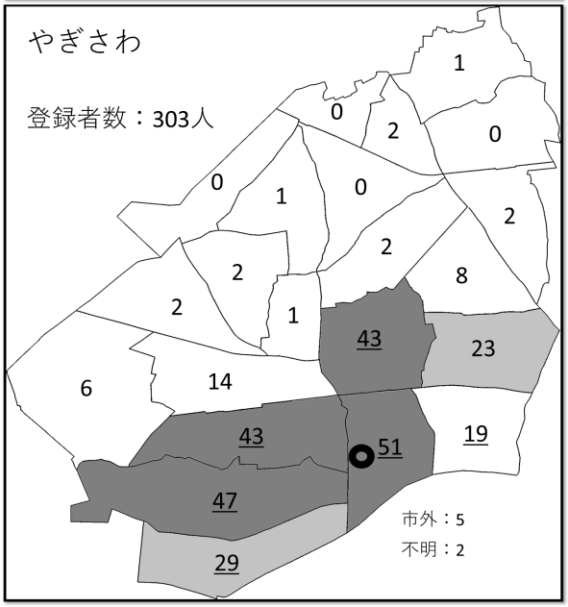

西東京市子ども子育て審議会西東京市公立保育園あり方検討専門部会　部会員

（五十音順、敬称略）

氏名	選出区分	備考
井上　美喜	子育て支援団体	
笹本　国子	西東京市立保育園長代表	
武田　美代子	西東京市私立保育園長代表	
中村　華帆	保育園利用保護者	
普光院　亜紀	学識経験者	部会長

西東京市子ども子育て審議会西東京市公立保育園あり方検討専門部会　開催実績

開催回	開催日	議事
第１回	令和６年７月１日（月）	公立保育園の現状
第２回	令和６年７月 23 日（火）	保育環境を取り巻く課題、保育所の役割
第３回	令和６年９月 28 日（土）	報告案の素案の審議
第４回	令和６年 11 月１日（金）	報告案の審議